

令和4年度 沼津市産後ママのリフレッシュ事業業務委託 公募仕様書

1 業務名

令和4年度 沼津市産後ママのリフレッシュ事業業務委託

2 本事業の目的

子育て中の母親に育児相談や母親同士の交流できる場を提供し、仲間づくりをすることで家庭や地域での孤立感や不安等を和らげる。また、母親が休息できる時間をつくり、心も体もリフレッシュして、健全な親子関係を築いていくことを目的に産後ママのリフレッシュ講座を開催する。

3 履行期間

令和4年契約締結日から令和5年3月31日まで

4 委託業務内容

(1)の対象者に(2)の内容を全て含む講座を開催する。なお、基本的には赤ちゃんは完全託児とする(授乳時間などを除く)

(1) 対象者

沼津市内に住民登録を有し居住する者で、概ね生後5か月までの乳児を持つ母親
母子ともに医療行為が必要ない者

(2) 講座内容

①母親同士及びスタッフとの交流とリフレッシュの機会を提供する

(リフレッシュの機会の例：ヨガ、アロマ、手芸等)

②母子の育児相談

保健師又は助産師等による育児相談を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減を図る。また、育児相談をする中で、支援等が必要な対象者がいた場合は、市健康づくり課に情報提供をすること。

③完全託児の時間は、リフレッシュ体験の時間のみとする。ただし、授乳などは臨機応変に対応すること。

(3) 事業の回数、時間

令和4年6月～令和5年3月のうち1～2か月に1回(日)程度 計8日開催

- ・受託者は、開催(実施)可能日を企画提案書に記載すること。
- ・開催日は平日に限る(年末年始などの長期休みは除く)。
- ・1回(日)の開催日に、第1部・第2部を設け、午前9時から午後1時までの間

でそれぞれを入替制で実施すること。入替においては、換気・使用物品の消毒などを実施する時間を設けること。各部については、1 時間以上 2 時間以内とする。

(例 第 1 部 午前 9 時～午前 10 時 30 分、第 2 部 午前 11 時～午後 0 時 30 分)

- ・リフレッシュ実施内容については、連続して参加する人を考慮して、連続しての同内容を実施することは避けること。(ヨガ→アロマ→ヨガのように連続しなければ問題なし)。
- ・託児については、新型コロナウイルス感染予防のため、託児スタッフひとりに対し参加児一人とする(多胎児は参加児一人とみなす)。

(4) 会場、利用料等

- ・1 回(日) 10 組程度とし、第 1・2 部については各 5 組程度とする。
- ・受託者は、開催(実施) 可能日と併せて会場についても企画提案書に記載すること。会場については、利用可能かどうか確認(仮予約)の上記載すること。
- ・会場は沼津市内とし会場使用費は受託者が支払うこと。なお、サンウェルぬまづや地区センター等の市施設を使用する場合は、本予約・利用・減免について市健康づくり課が申請を行うこととする。ただし、減免の上生じた使用料については受託者が支払うこと。
- ・利用者から参加料金の徴収は行わない。
- ・材料費等の実費が生じる場合は、予定金額を企画提案書に記載すること。また、実費については、利用者が直接会場等で受託者に支払うこと。
- ・未就園児兄弟の託児については、新型コロナウイルス感染予防のため否とすること。
- ・実費については、なるべく負担が少ないように工夫をすること。

(5) 従事者

- ・受託者は、実施責任者及び保健師又は助産師等の資格を有する者を 1 回の開催につき各 1 名以上従事させること。
- ・ママ同士の交流やリフレッシュ時の講師は、指導内容に応じた有資格者または指導経験者とする。
- ・受託者は、託児スタッフを子ども 1 人に対し 1 人以上の配置をすること。
また託児スタッフは、保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭等の有資格者もしくは、沼津市が行う子育て支援養成講座等の受講修了者を最低 1 名リーダーとして従事させること。
- ・託児スタッフについて、流動的に他の業務と兼務できることとする。ただし、兼務をする際、託児の安全性・質の確保をすること。

(6) 事業の周知

- ・事業に関するちらしの作成・印刷・広報紙・当課母子保健事業等での周知については、委託者が行うこととする。
- ・受託者においても、事業の周知を市と協力し実施すること。

(7) 申し込み受付事務

- ・受託者は、事業の利用を希望する者から連絡を受け、申込みの受付を行う。
- ・申込方法については、申込みしやすい方法を選択すること。
- ・対象月齢以外の者から申し込みがあった場合は、市健康づくり課担当者に相談すること。

(8) 実施報告

受託者は、事業実施状況について、各回（日）実施ごとに、沼津市産後ママのリフレッシュ事業実施報告書及び参加者名簿を作成しすみやかに市健康づくり課に提出すること。（令和5年3月分にあたっては、同月末日まで）

(9) 受託者における費用負担

- ・従事実績に応じた、保健師又は助産師等、託児スタッフ・講師等への謝金
- ・事業の運営及び事業の周知に必要な費用

5 委託料の請求及び支払

(1) 請求

受託者は次の書類をもって市健康づくり課に請求するものとする。

- ア 委託業務完了届・委託業務部分完了届（市指定様式）
- イ 沼津市産後ママのリフレッシュ事業実施報告書
- ウ 参加者名簿
- エ 請求書

(2) 支払

市は、各回（日）実施報告（部分完了届及び完了届）の検収後、受託者からの請求に基づき、委託料を支払うものとする。

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者である市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務により得られたデータ及び成果品は委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 本業務の遂行に当たって、受託者と支援対象者との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。
対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に沼津市に報告し、対応を協議すること。
- (6) 本事業実施により、故意または過失により第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償責任を負うことになるため、受託者は、契約締結後速やかに、本事業に係わる損害保険等に参加しなければならない。
- (7) この仕様書に定めない事項については、委託者、受託者双方の協議の上、これを決定する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の流行に注意しながら、事業実施について開催すること。
併せて、予防対策を講じながら業務を遂行すること。予防対策にかかる費用については、基本的には受託者が負担すること。